

谷地区活性化協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、「谷地区活性化協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、谷地区公民館(鳥取市国府町糸谷13)に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、「協働のまちづくり」の精神に則り鳥取市と連携し、また、地域住民および各種団体と一体となって地域課題の解決に取組み、谷地区において「安全・安心で心豊かな住みよいまちづくり」を推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 谷地区のまちづくり計画の策定および実施等に関する事業
- (2) 地区住民の交流・情報交換等に関する事業
- (3) 教育文化、健康増進、地域福祉、人権啓発、自然保護、環境保全・美化等に関する事業
- (4) 防災・防火、防犯等に関する事業
- (5) 自治会、各種団体との連携、事業調整に関する事業
- (6) その他目的達成のために必要な事業

(構 成)

第5条 協議会は、谷地区に在住、在勤するすべての住民と地域の活動諸団体をもって構成する。

(役 員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、幹事および監事は、総会において委員の互選により選出する。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事は、協議会の会務を企画し、委員と協力して会務を実施する。
- (4) 監事は、協議会の会計および会務を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは補充することができるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会および役員会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

第11条 総会は協議会の最高決議機関であって、役員および別表1の委員をもって構成する。

- 2 総会は、年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または、委員の過半数の要求があったときは、臨時総会を開催しなければならない。
- 3 総会の議長は、会長が務める。
- 4 総会は、委員の過半数の出席（委任状を含む）により成立し、議決事項は、出席者の過半数で決する。なお、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 5 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 役員選出
 - (3) 事業計画および予算
 - (4) 事業報告および決算
 - (5) その他協議会の運営に係る重要事項

(役員会)

第12条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

- 2 役員会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 重要な会務の執行に関する事項
- 3 第11条の3項、4項の規定は、役員会の開催について準用する。

(委員の任務)

第 13 条 委員は、谷地区住民およびその所属する団体の意見をまとめ、これを協議会に反映させるとともに、協議結果について、地区住民や関係者に理解を求めるよう努めるものとする。

(専門部会)

第 14 条 会長は、総会にはかつて、専門的事項を調査研究し実施するための専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長・副部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会長は、会長の指示に基づき、専門部会で調査研究した結果を役員会に報告する。

(経 費)

第 15 条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 16 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(顧 問)

第 17 条 協議会に顧問を置くことができる。

2 会長は、総会の承認を経て顧問を委嘱する。

3 顧問は、協議会の運営に関する重要な事項について、会長の求めに応じ総会および役員会等において意見を述べることができる。

(補 則)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、役員会で協議して会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成 21 年 3 月 14 日から施行する。

2 協議会の設立初年度の会計期間は、第 16 条の規定に拘わらず、この規約の施行の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

3 協議会設立当初の役員の任期は、第 9 条の規定に拘わらず、平成 22 年度の定期総会の日までとする。

<別表1> 第11条関係

「谷地区活性化協議会」委員

項番	構成団体・個人等	委員数
1	地区自治会長会	12
2	地区自治会婦人会・婦人部	10
3	老人クラブ	2
4	同和教育推進協議会	2
5	民生児童委員	5
6	国府東小学校PTA（谷地区）	1
7	さつき保育園保護者会（谷地区）	1
8	保護司	2
9	人権擁護委員	1
10	男女共同参画推進会議委員（谷地区）	2
11	公民館運営委員会	5
12	国府地域審議会委員（谷地区）	3
13	食生活改善推進協議会委員（谷地区）	1
14	健康づくり推進委員（谷地区）	1
15	更生保護女性会	1
16	体育指導員	1
17	消防団第3分団	1
18	学識経験者	2
19	J A 鳥取いなば国府支店代表	1
20	国府町総合福祉センター	1
21	会長委嘱	30
	合 計	85

谷地区活性化協議会組織図

